令和４年１月２６日

町内飲食店各位

　　　芽室町

芽室町商工会

新型コロナウイルス感染症に係る北海道からの要請等について

この度の新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、厳しい経営が迫られている飲食店事業者に対し、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和４年１月２７日（木）から２月２０日（日）まで北海道のおけるまん延防止等重点措置が決定されたことに伴い、北海道から飲食店等事業者の皆様に対し、営業時間及び酒類提供時間の短縮等の要請がありました。

北海道では、この要請に協力した事業者に対し、協力金を支給することとしており、別紙のとおり「全道の飲食店等事業者の皆様へのお願い」及び「要請への協力に伴う支援金について」がありましたので、お知らせします。

なお、支援金の申請受付等については、現時点では北海道のホームページ等でも詳細が確認できませんが、今後、情報が入り次第、町ホームページやフェイスブック、広報誌等とあわせて商工会のホームページ等で情報提供します。

記

１　北海道からのお知らせ

　　「全道の飲食店等事業者の皆様へのお願い」及び「要請への協力に伴う支援金について」のとおり

（両面印刷１枚）

※遅くとも１月２９日（土）からのご協力のお願いとなっています（支援金も同様）

２　問い合わせ先

　　営業時間及び酒類の提供時間の短縮等や支援金に関するお問い合わせは、北海道のコールセンター（０１１－３５０－７３７７）にご連絡ください。

役場商工労政課商業振興係

電話　０１５５－６６－５９６４

芽室町商工会

電話　０１５５－６２－２３３９